

入札説明書

令和元年6月3日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品名 原子力災害医療用フレーム式除染テントシステム
- (2) 数量 一式
- (3) 規格等 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和元年9月30日
- (5) 納入場所 八戸市立市民病院（八戸市田向3丁目1-1）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目「J03 防災用品」、「Q06 医療用機器」又は「Q99 医薬品、医療用機器」が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

- ア 提出期限 令和元年6月10日 17時00分
- イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
- ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。
- (2) 契約条項等を示す期間 令和元年6月3日から同月20日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

- (1) 提出期限 令和元年6月7日 17時00分
- (2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

- (1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- (2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 県が提示する参考品以外の物品(以下「同等品」という。)により入札書を提出する場合には、同等品のカタログ(コピー可)を添付の上、同等品申請書(第3号様式)を原則として持参により提出し、県の承認を得なければならない。

- ア 提出期限 令和元年6月7日 17時00分
- イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

7 入札及び開札に関する事項

- (1) 日時 令和元年6月21日 10時30分
- (2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎南棟1階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状(参考様式参照。既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書(第6条(B)を除く。)を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL(アドレス)から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsho.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印(個人の場合は、住所、氏名及び印)

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案） 別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 主事 對馬 淳美

電話 017-734-9098

フレーム式除染テントシステム一式

仕 様 書

仕様書最終確認



I 調達目的

原子力発電所における災害時の活動拠点として、原子力災害拠点病院における除染テントシステムを設置運営する必要があることから、それらを設置運営するための除染テント及び付随する物品を調達することを目的とする。

II 調達を行う物品

調達を行う物品は下記のとおりとし、仕様の詳細は下記IVに掲げるとおりとする。

1	フレーム式テント（付属品を含む）	2張
2	除染シャワー 自立用セット	1式
3	除染シャワー 担送用セット	1式
4	担架搬送用除染台ローラーコンベアー	1台
5	汚染水回収ドラム	2個
6	電動排水ポンプ（付属品を含む）	2式
7	汚染物廃棄用ディスペンサー（付属品を含む）	2式
8	ディスポ大判タオル	2巻
9	簡易除染キット（除染前）	大サイズ20個・小サイズ20個
10	簡易除染キット（除染後）	大サイズ20個・小サイズ20個
11	ノルホスストレッチャー	1台
12	バックボード	1個
13	石油給湯器（付属品を含む）	1式
14	ジェットヒーター（付属品を含む）	2式
15	扇風機	1台
16	発電機（付属品を含む）	2台
17	投光器（蓄電池、付属品を含む）	2式
18	収納用コンテナ	6台

III 一般的仕様

(1) 納入期限

令和元年9月30日

(2) 納入場所

八戸市立市民病院（八戸市田向3丁目1-1）

(3) その他

- ① 納入日時については、事前に発注者と協議の上、決定するものとする。
- ② 物品の納入に際しては、担当者の立会いを要するものとし、その者の指示に従うこと。
- ③ 日本語の取扱説明書を納品物品1個ごとに1部添付すること。また、納入時には納入場所において、組立方法・機器の使用方法等、必要な技術指導を行うこと。
- ④ 1年間の製品保証を付すること
- ⑤ 納入後の故障等については、迅速に修理、部品交換等の対応を行うこと。
あわせて、必要に応じて取扱い方法の指導・助言等十分なアフターケアを行うこと。

IV 物品の仕様

1 フレーム式テント（2張、付属品を含む）

(1) 組立て時寸法

- ① 幅 600cm×奥行 600cm×高さ 250cm 程度（面積 36 m²程度） 1張
- ② 幅 600cm×奥行 300cm×高さ 250cm 程度（面積 18 m²程度） 1張

(2) 材質

- ・芯材：ポリエステル
- ・外覆材：ポリ塩化ビニール
- ・床材：ポリエステル
- ・フレーム：アルミニウム

(3) 強度

- ・-25℃から+70℃の外気温に耐えられるものとする。
- ・悪天候下における設営が可能であり、長期間の使用に耐えうる耐久性を備えたものであること。

(4) その他仕様

- ・天幕と床材は一体の構造となっていること。

- ・テント内部に照明器具等を取り付け可能な構造であること。
- ・テントの両側面にはホースやケーブルを設置できるダクトを有すること。
- ・テントの組立てはフレームに天幕を吊り下げることにより行うものとし、特殊な工具や電力を使用せず、短時間で組立てが可能なものであること。
- ・テント一体のコネクター部分を使用し、同形テントが連結できること。
- ・テントには2か所の出入口を有し、ファスナーで開閉できるものであること。また、扉部を巻き上げたときに固定できること。
- ・テント側面には、(1) ①については8か所、(1) ②については6か所の窓を有すること。
- ・テント側面の窓には、外部からの昆虫等の侵入を防ぎ、風通しを確保するための換気用メッシュを有すること。
- ・テント内の真ん中で、左右縦方向に間仕切れる構造になっており、その間仕切りは撥水生地を着脱できること。

(5) テントへの名入れ

- ・両側の三角屋根及び出入口の右側に、緑色で県章を、黒字で「青森県」と表記すること。字体等については発注者と受注者とが別途協議するものとする。
- ・県章のデザインについては別途提供する。
- ・受注者は、名入れを行う前に実際の印刷イメージ図を提示し、発注者の承認を受けること。

(6) 付属品

納入するフレーム式テントには下記物品を付属すること。

付属品	付属数量
LED照明（蛍光灯 40W同等性能品、18㎡用2個セット・36㎡用4個セット）	6セット一式
水囊（容量 10 kg土囊兼用できるもの） 350×500mm程度	40個一式
テント内間仕切り（長さ3m）	4枚一式
天幕収納用バッグ	テント1張ごとに1個（計2個）
フレーム運搬用台車	テント1張ごとに1台（計2台）

2 除染シャワー自立用セット (1式)

①自立用シャワー (1組)

(1) 寸法及び重量

- ・展開時寸法：長さ 107cm×幅 91cm×高さ 203cm 程度
- ・収納時寸法：長さ 205cm×幅 40cm×高さ 55cm 程度
- ・重量：40 kg以下

(2) 要求性能

- ・自ら歩行可能な汚染患者を除染する、シャワーとして使用する。
- ・動力も工具も必要としない、簡易な組立式であること。
- ・汚染水飛散防止用のカーテンを、装備していること。
- ・そのカーテンには、内部の様子を観察できる窓がついていること。
- ・固定シャワー口は6箇所であること。
- ・ハンドシャワーは1箇所であること。

②汚染水回収プール (小) (1個)

(1) 寸法及び重量

- ・展開時寸法：長さ 122cm×幅 122 cm×高さ 35cm 程度
- ・収納時寸法：長さ 122cm×幅 35cm×高さ 24cm 程度
- ・重量：16 kg以下

(2) 要求性能

- ・シャワーの下に設置し、汚染水を回収するプールとして使用する。
- ・動力も工具も必要としない、簡易な組立式であること。

③スノコ (小) (3個)

(1) 寸法

- ・寸法：長さ 61cm×幅 61cm×高さ 7cm 程度

(2) 要求性能

- ・シャワー室の中に設置し、除染後の汚染水が再度体に付着しないために使用する。

3 除染シャワー担架搬送用セット (1式)

①担架搬送用シャワー (1組)

(1) 寸法及び重量

- ・展開時寸法：長さ 109cm×幅 118cm×高さ 215cm 程度
- ・収納時寸法：長さ 124cm×幅 39cm×高さ 24cm 程度
- ・重量：20 kg以下

(2) 要求性能

- ・担架等で搬送されて来る患者を除染するシャワーとして使用する。
- ・スノコとの組合せで、歩行患者を除染することも可能とすること。
- ・動力も工具も必要としない、簡易な組立式であること。
- ・固定シャワー口は3箇所であること。
- ・ハンドシャワーは1箇所であること。

②汚染水回収プール（大）（1台）

(1) 寸法及び重量

- ・展開時寸法：長さ 122cm×幅 244cm×高さ 35cm 程度
- ・収納時寸法：長さ 122cm×幅 35cm×高さ 35cm 程度
- ・重量：27 kg以下

(2) 要求性能

- ・シャワーの下に設置し、汚染水を回収するプールで、簡易な組立式であること。

③スノコ（大）（2個）

(1) 寸法

- ・寸法：長さ 91cm×幅 61cm×高さ 7cm 程度

(2) 要求性能

- ・歩行患者を除染する場合はプールの中に設置し、汚染水が再度体に触れないようにする。
- ・担架で搬送された汚染患者を除染する場合はプールの外で使用する。

4 担架搬送用除染台ローラーコンベアー（1台）

(1) 寸法及び重量等

- ・ローラー寸法：70cm×200cm程度
- ・重量：50kg以下
- ・主材質：ステンレス製

(2) 要求性能

- ・担架やバッグボードで搬送された汚染患者を、無理なく移動させながら除染するための、自立したローラーコンベアーとして使用する。

5 汚染水回収ドラム（2個）

(1) 寸法

- ・φ58 cm×91 cm程度

(2) 要求性能

- ・密閉用蓋付プラスチックドラム缶で、容量は200リットル程度であること。

6 電動排水ポンプ（2式、付属品を含む）

(1) 寸法及び重量

- ・高さ180mm×直径135mm程度
- ・3kg程度

(2) 要求性能

- ・電動排水ポンプ性能は、排水量約70リットル毎分以上であること。

(3) 付属品

- ・納入する電動排水ポンプには下記物品を付属すること。

付属品	付属数量
耐圧ホース 内径15mm 長さ5M	1巻/1式あたり
耐圧ホース 内径15mm 長さ10M	1巻/1式あたり
屋外用電源コードリール 長さ30M 接地付3P4口 防雨対応タイプ	1巻/1式あたり
除染ブラシ	1個/1式あたり

7 汚染物廃棄用ディスプレイ（2式、付属品を含む）

(1) 寸法及び容量

- ・ディスプレイ寸法：幅78cm×高さ109cm程度
- ・専用廃棄物袋容量：113リットル程度

(2) 要求性能

- ・簡単にセットアップ出来る、折りたたみ式ハザードディスプレイ

(3) 付属品

- ・専用廃棄物袋を1式につき20枚付属すること。

8 ディスポ大判タオル ドライ・イット (2巻)

(1) 寸法及び容量

- ・ 1枚サイズ：48cm×96cm程度
- ・ 1巻100枚入

(2) 要求性能

- ・ 吸水性と柔軟性に富んだ、破けにくい使い捨てタオル。

9 簡易除染キット (除染前) (大サイズL-LL 20組・小サイズS-M 20組)

(1) 要求性能

除染シャワー前の脱衣後に使用する。

1組の内訳は下記①から⑦で構成されている。

- 構成品
- ①ポンチョ (大又は小サイズ) 1
 - ②ディスポスリッパ 1
 - ③貴重品袋 (外袋) 1
 - ④脱衣密閉袋 1
 - ⑤ウェットティッシュ 4
 - ⑥ペーパータオル 1
 - ⑦ボールペン 1

10 簡易除染キット (除染後) (大サイズL-LL 20組・小サイズS-M 20組)

(1) 要求性能

除染シャワー後に着衣使用する。

1組の内訳は下記①から⑤で構成されている。

- 構成品
- ①ポンチョ (大又は小サイズ) 1
 - ②ディスポスリッパ 1
 - ③タオル 1
 - ④救急ブランケット 1
 - ⑤クシ 1

11 ノルホスストレッチャー (1台)

(1) 寸法及び重量

- ・ 本体使用時：長さ190cm×幅57cm程度
- ・ 本体格納時：長さ190cm×幅12cm程度

- ・本体重量：8.2 kg以下
- ・脚部ロングポール：高さ 70cm 程度
- ・耐荷重：180kg 以上

(2) 要求性能

- ・簡易ベッド、担架、手術台等、多目的に使用出来るもの。
- ・寝台部分はメッシュ状の防水性キャンバス素材であること。
- ・着脱式ロングポールにキャスターが付いていること。

12 バックボード（1個）

(1) 寸法及び重量等

- ・外寸法：長さ 183cm×幅（頭側）41cm（足側）24cm×高さ 4.5cm 程度
- ・重量：5.9kg 以下
- ・材質：ABS 樹脂
- ・耐荷重：159kg 以上

(2) 要求性能

- ・CT やレントゲン撮影が可能であること。

13 石油給湯器（1式、付属品を含む）

(1) 寸法及び重量

- ・本体寸法：幅 54cm×奥行 25cm×高さ 77cm 程度
- ・本体重量：32 kg以下

(2) 要求性能

- ・電源：100V
- ・燃料：灯油（JIS1号）
- ・給湯能力：46.5kW（40,000kcal / h）以上
- ・給湯専用直圧式であること。
- ・本体は屋外据置形で、外装はステンレス製であること。
- ・給湯器に専用台車を搭載して、移動が可能なこと。

(3) 付属品

- ・上記石油給湯器で使用可能な容量 39ℓ以上の灯油タンクを1つ付属すること。

14 ジェットヒーター（2式、付属品を含む）

（1）寸法及び重量

- ・寸法：幅 24cm×奥行 64cm×高さ 49cm 程度
- ・重量：15 kg以下

（2）要求性能

- ・電源：100V
- ・燃料：灯油（JIS1号）
- ・高圧噴霧式で、熱出力が 17kw 以上であること。
- ・燃焼持続時間：8 時間程度
- ・移動用のハンドル、キャスターを有すること。

（3）付属品

- ・1 フレーム式テント内へ送気するために仕様する耐熱ダクトを 1 台につき 1 本付属すること。

15 扇風機（1台）

（1）寸法及び重量

- ・寸法：幅 52 cm×奥行 50 cm×高さ 108～130 cm程度
- ・重量：10kg 以下

（2）要求性能

- ・電源：100V
- ・消費電力：65W 以下
- ・羽根径：45 cm程度
- ・DC モーターが搭載され、風量を無段階に調節可能であること。

16 発電機（2台、付属品を含む）

（1）寸法及び重量

- ・寸法：高さ 72cm×幅 70 cm×奥行 84 cm程度
- ・重量：120kg 以下

（2）要求性能

- ・定格出力：5.5KVA 以上（単相 100V-55A 以上、単相 200V-27.5A 以上）
- ・電力変換方式：正弦波インバーター式
- ・燃料：ガソリン
- ・移動用のハンドル、キャスターを有すること。
- ・リコイルスターターとセルスターターの両方を装備していること。

(3) 付属品

納入する発電機には下記物品を付属すること。

付属品	付属数量
ドラム式電源ケーブル (ケーブル長 30m、防雨防塵仕様、アース付き、3口)	3 個一式
電源ケーブル (ケーブル長 5m、アース付き、4口)	6 個一式

17 投光器 (2 式 蓄電池、付属品を含む)

(1) 寸法及び重量

- ・投光器：φ100×360mm 程度
- ・蓄電池：幅 45cm×奥行 41mm×高さ 12cm 程度
- ・蓄電池重量：20kg 以下

(2) 要求性能

① 投光器

- ・使用環境：全天候型
- ・防塵防水規格：IP65 相当
- ・投光器の明るさ (最大)：6,000lm 程度
- ・②の蓄電池から電力を供給可能な AC 電源を備えること。

② 蓄電池

- ・容量：500Wh 以上
(①の投光器が最大の明るさで6時間程度点灯可能なもの)
- ・他の通信機器や情報端末にも使用できる性能を有し、通信機器や情報端末と接続するための USB 端子があること。

(3) 付属品

- ・投光器に用いるスタンド及び収納用袋を投光器 1 個につき各 1 個付属すること。

18 収納用コンテナ (6 台、付属品を含む)

(1) 寸法

調達する物品のうち、1 フレーム式テント、4 担送用除染台ローラーコンベアー、5 汚染水回収ドラム、11 ノルホスストレッチャー、13 石油給湯器、14 ジェットヒーター、16 発電機を除く、すべての物品が収納できるサイズであること。

なお、同一サイズのを6台納入すること。

(2) 要求性能

- ・観音扉つきであること。
- ・直進タイプのものであること。

(3) 付属品

- ・コンテナ全体を覆う事ができ、ファスナーで開閉できるカバーをコンテナ1個につき1枚、計6枚付属すること。

V 参考品

納入物品はIVに記述した仕様を満たす下記に記載する物品又はこれと同等のものとする。

- 1 フレーム式テント (付属品を含む)
Normeca Asia リフトテント TM18 (1張) TM36 (1張)
- 2 除染シャワー自立用セット
米国 DQE 社 除染シャワー (自立用) HM1001C
米国 DQE 社 汚染水回収プール (小) HM1044
米国 DQE 社 すのこ (小) HM1022
- 3 除染シャワー担送用セット
米国 DQE 社 除染シャワー (担送用) HM3000C
米国 DQE 社 汚染水回収プール (大) HM1048
米国 DQE 社 すのこ (大) HM1023
- 4 担送用除染ローラーコンベアー
Normeca Asia 担送用除染台ローラーコンベアー HM3000C 用
- 5 汚染水回収ドラム
Normeca Asia 密閉用蓋付プラスチックドラム缶 HM450
- 6 電動排水ポンプ
Normeca Asia 電動排水ポンプ HM1060
給排水パーツ・電源ドラム延長ケーブル付 HM9000
除染ブラシ HM550
- 7 汚染物廃棄用ディスペンサー
米国 DQE 社 ハザードディスペンサー 廃棄専用袋 20枚付属 MC4013
- 8 ディスポ大判タオル
米国 DQE 社 ドライ・イット HM705
- 9 簡易除染キット (除染前)
米国 DQE 社 プライバシーキット赤 HM5000 (大) HM5001 (小)

- 10 簡易除染キット (除染後)
米国DQE社 プライバシーキット青 HM5002 (大)HM5003 (小)
- 11 ノルホスストレッチャー
Normeca Asia ノルホスストレッチャー ロングポール・キャスター付
NOI 0704004
- 12 バックボード
米国ファーノワシントン社 ハイテクバックボード モデル 2010
- 13 石油給湯器
Normeca Asia OQB-4074YS 専用台車・灯油タンク (FT-40S) 付
- 14 ジェットヒーター
オリオン電機 (株) HPE150A
- 15 扇風機
ナカトミ 45cm DC モータースタンド扇 DCF-45V
- 16 発電機 (付属品を含む)
HONDA 正弦波インバーター搭載発電機 EU55is
- 17 投光器 (蓄電池付き)
(投光器) NAYUTA 蓄電池付き全方位型LED投光器 QLIGHT
(蓄電池) NAYUTA 蓄電池電源 CUBOX mini
- 18 収納用コンテナ
Normeca Asia 観音扉付きかご台車 (直進仕様)

物 品 売 買 契 約 書

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

（1）物品の名称等

ア 名 称 原子力災害医療用フレーム式除染テントシステム

イ 数 量 一式

ウ 規 格 等 別紙仕様書のとおり

（2）金 額 　　¥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 　　¥. 　　）

なお、金額の内訳は別紙内訳書のとおりとする。

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 　　　　　円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（1）納入期限 　　令和元年9月30日

（2）納入場所 　　別紙仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行

うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事

印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙内訳書)

	品名	規格	数量	単位	単価(税抜き)	計
1	フレーム式テント(面積36㎡程度、付属品を含む)	仕様書のとおり	1	張		
2	フレーム式テント(面積18㎡程度、付属品を含む)	仕様書のとおり	1	張		
3	除染シャワー 自立用セット	仕様書のとおり	1	式		
4	除染シャワー 担送用セット	仕様書のとおり	1	式		
5	担送用除染台ローラーコンベアー	仕様書のとおり	1	台		
6	汚染水回収ドラム	仕様書のとおり	2	個		
7	電動排水ポンプ(付属品を含む)	仕様書のとおり	2	式		
8	汚染物廃棄用ディスペンサー(付属品を含む)	仕様書のとおり	2	式		
9	ディスポ大判タオル	仕様書のとおり	2	巻		
10	簡易除染キット(除染前) 大20個・小20個	仕様書のとおり	40	個		
11	簡易除染キット(除染後) 大20個・小20個	仕様書のとおり	40	個		
12	ノルホスストレッチャー	仕様書のとおり	1	台		
13	バックボード	仕様書のとおり	1	個		
14	石油給湯器(付属品を含む)	仕様書のとおり	1	式		
15	ジェットヒーター(付属品を含む)	仕様書のとおり	2	式		
16	扇風機	仕様書のとおり	1	台		
17	発電機(付属品を含む)	仕様書のとおり	2	台		
18	投光器(蓄電池付き)	仕様書のとおり	2	式		
19	収納用コンテナ	仕様書のとおり	6	台		
	小 計					
	取引に係る消費税及び地方消費税の額					
	合 計					